



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年8月16日火曜日 第333号

## ◇ 目次 ◇

県統計調査の実施.....	(健康増進課) ...	685
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件).....	(経営支援課) ...	685
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	687
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	( " ) ...	687
都市計画事業の施行(2件).....	(都市整備課) ...	687
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	687
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	687
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	688
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	688
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( " ) ...	688
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	( " ) ...	688
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	689
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	689
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	689
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	689
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	690

## 告 示

### ○愛媛県告示第865号

愛媛県県民健康調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 調査の目的

県民の健康状態及び食生活・運動・休養・歯科保健等の実態を把握し、県民の総合的な健康づくりに必要な基礎資料を得る。

#### 2 調査対象の範囲

愛媛県全域において抽出された20地区

### 3 報告を求める事項

- (1) 世帯状況
- (2) 食物摂取状況
- (3) 生活状況
- (4) 歯科保健状況

### 4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

調査票記入日現在

### 5 報告を求める者

2で抽出した地区の全世帯及び世帯員

### 6 報告を求めるために用いる方法

調査票による自計方式及び調査会場における口腔診査

### 7 報告を求める期間

令和4年9月1日から同年10月31日までの間

### ○愛媛県告示第866号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社伊予鉄高島屋ほか2者	株式会社伊予鉄高島屋ほか3者	令和4年6月29日ほか	令和4年7月29日

○愛媛県告示第867号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
NECAP松山複合商業施設	松山市問屋町163番2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 安中 正弘	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 菅沼 正明	令和4年 6月28日 ほか	令和4年 8月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第868号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 日 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐車場の位置	7箇所	9箇所	令和4年 8月1日	令和4年 7月29日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社伊予鉄高島屋、ハートフルプラザ松山運営委員会 午前10時から午後7時30分まで	株式会社伊予鉄高島屋、ハートフルプラザ松山運営委員会、渡部 恵 午前10時から午後7時30分まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	市駅西駐車場 午前7時から午後10時まで パーキングロワール田内 午前8時から午後9時まで 菅井モータープール 午前8時から午後10時まで 豊島モータープール 午前9時30分から午後8時まで	市駅西駐車場、タイムズガイパーキング、フラワーパーキング千舟町、市駅南パーク 24時間 パーキングロワール田内 午前7時30分から午後9時まで 豊島モータープール 午前8時30分から午後9時まで 松山市中之川地下駐車場 午前7時から午後10時まで		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	14箇所	18箇所				

○愛媛県告示第869号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第870号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成30年8月愛媛県告示第788号）による保険に付すべき義務は、令和4年8月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第871号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画事業の種類及び名称

今治広域都市計画道路事業

3・5・35号 丸田辻堂線

- 2 施行者の名称

愛媛県

- 3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

- 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分

愛媛県今治市八町西一丁目、二丁目、郷本町二丁目、三丁目及び河南町二丁目地内

- (2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第872号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画事業の種類及び名称

八幡浜都市計画道路事業

3・5・3号 名坂川之石線

3・5・5号 和田町楠町線

- 2 施行者の名称

愛媛県

- 3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

- 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分

愛媛県八幡浜市保内町川之石地内

- (2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年8月16日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

Table with 4 columns: 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名, 指定居宅サービス事業所 (名称, 所在地), 指定年月日, サービスの種類. Row 1: 株式会社 ツクイ, ツクイ東温訪問看護ステーション, 愛媛県東温市志津川南五丁目2番地18, 令和4年6月1日, 訪問看護

○愛媛県告示第874号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年8月16日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

Table with 4 columns: 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名, 指定介護予防サービス事業所 (名称, 所在地), 指定年月日, サービスの種類. Row 1: 株式会社 ツクイ, ツクイ東温訪問看護ステーション, 愛媛県東温市志津川南五丁目2番地18, 令和4年6月1日, 介護予防訪問看護

○愛媛県告示第875号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月16日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社リハビリステーションみかん	訪問看護ステーションれもん	愛媛県伊予郡松前町筒井大字筒井960-4 グランフィールド松前町舎前105号室	令和4年6月30日	訪問看護

○愛媛県告示第876号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月16日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社リハビリステーションみかん	訪問看護ステーションれもん	愛媛県伊予郡松前町筒井大字筒井960-4 グランフィールド松前町舎前105号室	令和4年6月30日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第877号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年8月16日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811500614	社会福祉法人 名石会	愛媛県松山市北条辻14番地4	石 山 新	短期入所	障害者施設東温	愛媛県東温市志津川甲1927番地1	令和4年8月1日
3821500299	社会福祉法人 名石会	愛媛県松山市北条辻14番地4	石 山 新	共同生活援助	障害者施設東温	愛媛県東温市志津川甲1927番地1	令和4年8月1日

○愛媛県告示第878号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月16日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3823400043	特定非営利活動法人福祉親愛会	愛媛県松山市西石井1丁目1番25号クリエイションビル7階	渡 邊 文 春	共同生活援助	トミーホーム久万高原	愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰甲2590番地1	令和4年7月31日
3813400086	特定非営利活動法人福祉親愛会	愛媛県松山市西石井1丁目1番25号クリエイションビル7階	渡 邊 文 春	短期入所	ショートステイ久万高原	愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰甲2590番地1	令和4年7月31日
3811500580	社会福祉法人 名石会	愛媛県松山市北条辻14番地4	石 山 新	短期入所	障害者施設東温	愛媛県東温市志津川甲1927番地1	令和4年7月31日
3821500273	社会福祉法人 名石会	愛媛県松山市北条辻14番地4	石 山 新	共同生活援助	障害者施設東温	愛媛県東温市志津川甲1927番地1	令和4年7月31日

○愛媛県告示第879号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年8月16日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人白寿会	ヘルパーステーション西安	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地5	令和4年6月1日	訪問介護

○愛媛県告示第880号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月16日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアステーションますほ	ケアステーションますほ指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920番地1	令和4年6月2日	訪問介護

○愛媛県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肱川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年8月16日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	福山 保	大洲市肱川町名荷谷1930番地
"	堀井 一男	大洲市肱川町宇和川2185番地
"	山内 光郎	大洲市肱川町山鳥坂49番地
"	久保 巖	大洲市肱川町大谷1050番地
"	山下 光幸	大洲市肱川町山鳥坂3792番地
"	高岡 和正	大洲市肱川町予子林970番地
"	大森 廣幸	大洲市肱川町中津1351番地

監事	森 吉満	大洲市肱川町宇和川3587番地
"	山田 晴夫	大洲市肱川町山鳥坂238番地3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	土居 貞丸	大洲市肱川町宇和川135番地
"	堀井 一男	大洲市肱川町宇和川2185番地
"	富 永 喜一	大洲市肱川町山鳥坂1003番地
"	久保 巖	大洲市肱川町大谷1050番地
"	山下 光幸	大洲市肱川町山鳥坂3792番地
"	橋本 英機	大洲市肱川町予子林1500番地
"	大森 廣幸	大洲市肱川町中津1351番地
監事	森 吉満	大洲市肱川町宇和川3587番地
"	富 永利彦	大洲市肱川町山鳥坂1341番地

○愛媛県告示第882号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	西予市三瓶町皆江字トビガス126番7地先から 同字トビガス95番3地先まで	旧	メートル 5.4~11.3	キロメートル 0.120	
		西予市三瓶町皆江字トビガス126番8から 同字トビガス95番3地先まで	新	14.0~42.6	0.120	

## ○愛媛県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町皆江字トビガス126番8から 同字トビガス95番3地先まで	令和4年8月16日